

2 法 人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	現 年 度		前 年 度	
			確 定 法 人 税 割 額		確 定 法 人 税 割 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
人	千 円	件	千 円	件	千 円	
<b>総 計</b>	<b>708 482</b>	<b>95 543 529</b>	<b>696 649</b>	<b>640 971 373</b>	<b>91 028</b>	<b>183 619 715</b>
普 通 法 人	667 002	93 013 174	668 477	633 867 421	90 934	183 615 021
都 内 法 人	577 266	52 751 816	578 437	169 021 542	63 750	35 688 314
分 割 法 人	89 736	40 261 358	90 040	464 845 879	27 184	147 926 707
本 都 本 店 分	50 609	27 872 850	50 758	411 316 420	15 153	129 767 970
他 府 県 本 店 分	39 127	12 388 508	39 282	53 529 459	12 031	18 158 737
特 別 法 人	3 121	882 173	3 121	4 221 448	-	-
公 益 法 人 等	24 040	966 866	10 717	2 646 942	-	-
人 格 な き 社 団 等	6 637	409 262	6 674	97 307	-	-
清 算 法 人	7 682	272 055	7 660	138 254	94	4 694

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、  
 2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
 3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

3 法 人 事

(1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
	件	千 円	件	千 円
<b>総 計</b>	<b>697 324</b>	<b>1 386 016 638</b>	<b>89 391</b>	<b>410 527 909</b>
<b>所 得 課 税 分</b> (外形対象法人分を除く)	<b>678 415</b>	<b>613 474 349</b>	<b>78 870</b>	<b>120 007 943</b>
普 通 法 人	642 890	589 772 211	78 772	120 000 032
都 内 法 人	563 666	356 222 437	59 088	63 661 837
分 割 法 人	79 224	233 549 774	19 684	56 338 195
本 都 本 店 分	44 531	187 558 422	10 895	44 408 380
他 府 県 本 店 分	34 693	45 991 352	8 789	11 929 815
特 別 法 人	10 543	13 970 884	4	593
公 益 法 人 等	10 717	8 917 475	-	-
人 格 な き 社 団 等	6 674	362 777	-	-
清 算 法 人	7 591	451 002	94	7 318
<b>収 入 金 額 課 税 分</b>	<b>5 356</b>	<b>47 722 895</b>	<b>1 188</b>	<b>20 369 900</b>
<b>外 形 対 象 法 人 分</b>	<b>13 553</b>	<b>724 819 394</b>	<b>9 333</b>	<b>270 150 066</b>
所 得 割 分	13 553	176 768 277	9 333	53 197 216
付 加 価 値 割 分	-	352 230 327	-	130 333 637
資 本 割 分	-	195 820 790	-	86 619 213

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
 2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。  
 3 「所得課税分(外形対象法人分を除く)」は地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人分、「収入金額課税分」は同項第2号及び第3号に掲

民 税 (令和4年度)

相 当		分		過年度相当分		合計調定額 ① + ⑧
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ②-③+④+⑤	調定額	調定額 ⑥ + ⑦	
事業年度数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦	⑧	
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>96 345</b>	<b>219 158 280</b>	<b>13 359 805</b>	<b>689 869 743</b>	<b>7 217 300</b>	<b>697 087 043</b>	<b>792 630 572</b>
96 265	219 157 116	13 359 765	682 769 282	7 151 197	689 920 478	782 933 652
67 863	44 464 487	4 870 826	182 668 541	3 457 491	186 126 031	238 877 847
28 402	174 692 630	8 488 939	500 100 741	3 693 706	503 794 447	544 055 805
15 925	155 046 430	7 180 484	443 775 365	3 256 402	447 031 767	474 904 617
12 477	19 646 200	1 308 455	56 325 376	437 304	56 762 680	69 151 188
-	-	-	4 221 448	23 660	4 245 108	5 127 281
-	-	-	2 646 942	29 569	2 676 512	3 643 377
-	-	-	97 307	6 190	103 497	512 760
80	1 163	40	134 763	6 684	141 448	413 503

1 納税義務者とする。

業 税 (令和4年度)  
定 額

相 当		分		過年度相当分		合計調定額 ⑤ + ⑥
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ①-②+③+④	調定額	調定額 ⑥	
事業年度数	税 額 ③	④	⑤	⑥		
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>94 930</b>	<b>465 876 139</b>	<b>23 304 999</b>	<b>1 464 669 867</b>	<b>13 614 773</b>	<b>1 478 284 640</b>	
<b>84 439</b>	<b>151 336 496</b>	<b>17 445 917</b>	<b>662 248 819</b>	<b>11 627 913</b>	<b>673 876 732</b>	
84 359	151 334 770	17 445 884	638 552 833	11 376 922	649 929 755	
63 242	77 802 350	11 621 053	381 984 003	8 284 564	390 268 567	
21 117	73 532 420	5 824 831	256 568 830	3 092 358	259 661 188	
11 785	59 761 235	4 343 199	207 254 476	2 381 563	209 636 039	
9 332	13 771 185	1 481 632	49 314 354	710 795	50 025 149	
-	-	33	13 970 324	99 305	14 069 629	
-	-	-	8 917 475	100 315	9 017 790	
-	-	-	362 777	25 096	387 873	
80	1 726	-	445 410	26 275	471 685	
<b>1 450</b>	<b>21 712 213</b>	<b>187 927</b>	<b>49 253 135</b>	<b>13 755</b>	<b>49 266 890</b>	
<b>9 041</b>	<b>292 827 430</b>	<b>5 671 155</b>	<b>753 167 913</b>	<b>1 973 105</b>	<b>755 141 018</b>	
9 041	62 583 432	746 586	186 901 079	498 186	187 399 265	
-	144 860 834	3 267 181	370 024 705	1 149 579	371 174 284	
-	85 383 164	1 657 388	196 242 129	325 340	196 567 469	

掲げる事業分、「外形対象法人分」は同項第1号イに掲げる法人分を指している。